適格請求書発行事業者の登録申請書

(収受印)																						[1,	/2]	
令和] 4	F.	<u> </u>	月		(7	リ オ	ヺナ))	/= -	720	47	24											
						主た	人 の 店 る §	場 マ	`)	(〒 7 ❷ (法 <i>)</i> 広島	、の場合	うのみ公	表される		合一]									
					申		<i>D</i> I リカ									(電話	活番号	를 (090		8243	3 —	872	27)
						納	税	,	地			— 17 島市3	_	上区落·	合一	厂目4	12-7·	-3						
					請	(7	- リ オ	ブ ナ)	´	, גג † ⊗	・マサユ	‡				(電話	活番号	₹ (090	_	8243	3 –	872	27)
						氏 名	又	ま 名		_	雅	之												
					者	` '	リメ																	
ر ا	広島は	Ľ £ì	5数5	署長殿	يا	(法 代 表																		
-		17	64227			法	人	番	号															
公表 1 2	される 申請者 法人	ミす。 fの氏 (人格	:名3 :のた	スは名 い社	称 団等を	事項(6 を除く。 登録者) にま	あって	は、	本店ご	又は主	三たる	事務原			えされ	いると	ا لح ا	もに、	、国	税庁	ホー	ムペー	ージで
ま	た、常	*用漢	字等	穿を使	用して	て公表し	ますの	りで、	申請	書に言	己載し	た文	字と											
(平成2 ※ 当	28年 当該	法律 申請	第15 書は	号) 、所 ²	求書系 第 5 条 得税法 日以前	の規算	定によ - 部を	る] 改]	改正後 正する	後の注 5 法律	肖費和	总法第	957条	き の 2	第 2	2 項	の規	記定し	こよ	り申	請し	ょっ	す。
						期間の和5年	10月1	目に	登釒	录され	ます	0						. ,					. ,	
						この	申請書	を提出	する					る事業	者の	区分に	こ応し	<u>ک, [</u>	コにレ	/印を 	付し	てく	ださい	() ₀
事	業	丰		区	分							業者							事業					
							集「登録 者の確ま															こは、	次葉	免税
判合 はの なか	により 令和 5 申請書 ったこ	課税 年6を提に	事業月30日から	者とが 目) a ることが 困難が	期なまがな事 の場にき情情																			
税	理	=	Ė	署	名	税理税理	士法人 !士	. 長名	川	会計						(at-	-T - TR.	- ·	202		070		F 9 6	20 \
N	سب															(電話	活番号 化	テ (言	J82 			ЕПІ	586	00)
※税務署	整理 番号					部門 番号				三月日		<u>ы</u> , —	年	月 <u>×</u>	確認	個力	【番号》	4	F //通知	月		日認	3	
署処理	入 カ				年	月		番号確認				身元 確認			書類	-)他()	
欄	登翁	番	号	T _I		1 1		1 1	ı		1	1												

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 鈴木 雅之									
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。									
免 □ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。										
事	個 人 番 号									
業	事 生年月日(個 業 人)又は設立 年 月 日	年度 至 月 日								
者	内 年月日(法人) 記載 資 本	金								
0	等 事 業 内 容									
確	□ 課税期間の初日 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け									
認	ようとする事業者 令和	年 月 日								
登 録	-									
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ									
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。									
確認	- │									
参										
考										
事										
項										